

■投資信託のご購入に際してのご注意

- * 投資信託は預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- * 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、京葉銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- * 投資信託の運用による損益はお客様に帰属します。
- * 投資信託は価格が変動する有価証券等に投資するため、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。また、分配金は増減したり、支払われないことがあります。
- * 有価証券投資に伴う主なリスクには、金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、不動産価格変動リスクなどがあります。
- * 投資信託に関する費用等は次の通りとなります。
 - <申込手数料>お申込金額に対し、最高3.15%（税込み）
 - <信託報酬>純資産総額に対し、最高年率1.995%（税込み）
 - <信託財産留保額>ご換金時の基準価額に対し、最高0.5%その他監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託事務の諸費用等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。上記手数料等の合計額については、お客様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- * 投資信託の換金には日数がかかります。さらに、投資信託によっては、換金日に制限があるものがあります。
- * 京葉銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- * 投資信託は金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- * 本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。投資信託のお申し込みの際には、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください、商品の内容およびリスクの所在を十分にご確認のうえ、お客様自身のご判断をお願いします。
- * 最新の投資信託説明書（交付目論見書）は京葉銀行の本支店の資産運用窓口にてご用意しています。

=====

商号等：株式会社京葉銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号
加入協会：日本証券業協会